

附則

1 この訓令は、昭和四十一年四月二十日から施行する。
 2 この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の被服の交付が使用に供する規程の規定により次の表の上欄に掲げる職員に交付している同表中欄に掲げる品目の被服の員数及び使用期間については、この訓令による改正後の被服の交付及び使用に関する規程の規定にかかわらず、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

被服の交付を受けた職員	品目	員数及び使用期間	
		員数	使用期間
車庫及び職務に従事する職員並びに自動車整備士及び運転手の職務に従事する職員のうち職務賃財源及び東京事務所に勤務するもの	運動服(上衣) (メタン)	二	交付を受けた日から七十二月
ドライバー(重油を燃料とするもの)	作業服(上衣)	二	交付を受けた日から九十六月

昭和四十一年四月十五日第三編審査部認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目

【電話一編三編五編(編集室)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
 (日曜日は、七
 日及び六日
 の日)

昭和四十一年四月十五日第三編審査部認可

◇ 告 示
 昭和四十一年二月定例県議会で三月十九日議決された昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県一般会計補正予算等
 昭和四十一年二月定例県議会で三月二十七日議決された昭和四十一年度鳥取県一般会計予算等

告 示

鳥取県告示第九十九号
 昭和四十一年二月定例県議会で三月十九日議決された昭和四十一年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県立大山麓光金館事業特別会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県電気事業会計補正予算、昭和四十年年度鳥取県工業用水道事業会計補正予算及び昭和四十年年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十一年四月二十八日
 鳥取県知事 石 二 朗

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算

昭和40年度鳥取県一般会計補正予算は、次記定るところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の總額に歳入歳出それぞれ98,559千円を追加し、歳入歳出予算の總額を歳入歳出それぞれ22,613,945千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1条歳入歳出予算補正」による。
- (歳入歳出予算の補正)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2条繰越経費」による。
- (債務負担行為の補正)
 第3条 債務負担行為の補正は、「第3条債務負担行為補正」による。
- (地方債の補正)
 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4条地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 歳入		2,050,143	104,024	2,154,167
	1 道府県民税	404,275	50,312	454,587
	6 市町村民税	234,551	24,710	318,961
	7 自動車税	158,484	29,004	187,488

第三表 借付債の残高

債 種	債 主	債 務 者	債 務 額	償 還 額	残 高	
借付債	1 借付債契約者 理事長 萩田 保 代理人 地方職員共済組合 鳥取県知事 鳥取県文部部長 鳥取県知事	2 借付物件 昭和40年度に地方職員共済組合が鳥取市田ノ島、倉吉市敷屋池及び子市東祖原に建設する県職員住宅12戸(1戸標準延坪14坪)	昭和40年度から 昭和41年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 35,324千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額	昭和41年度から 昭和45年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 35,324千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額
			昭和41年度から 昭和45年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 32,379千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額	昭和45年度から 昭和46年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 32,379千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額
借付債	1 借付債契約者 理事長 萩田 保 代理人 地方職員共済組合 鳥取県知事 鳥取県文部部長 鳥取県知事	2 借付物件 昭和40年度に地方職員共済組合が高橋市仁徳寺に建設する県職員住宅4戸(1戸標準延坪18坪)及び土地区34坪	昭和40年度から 昭和41年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 1,639千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額	昭和41年度から 昭和45年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 1,639千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額
			昭和41年度から 昭和45年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 1,639千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額	昭和45年度から 昭和46年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 1,639千円並びに 同物件にかかる公費公債、火災保険料及び建設費等に かかる延滞利息に 相当する金額の合 計額

昭和40年度発生災害復旧費	昭和40年度から 昭和41年度まで	9,518	昭和40年度発生災害復旧費	昭和40年度から 昭和41年度まで	17,289
昭和40年度発生災害復旧費	昭和40年度から 昭和41年度まで	59,449	昭和40年度発生災害復旧費	昭和40年度から 昭和41年度まで	60,000
昭和40年度に地方職員共済組合が高橋市仁徳寺に建設する県職員住宅4戸(1戸標準延坪18坪)及び土地区34坪	昭和41年度から 昭和45年度まで		昭和40年度に地方職員共済組合が高橋市仁徳寺に建設する県職員住宅4戸(1戸標準延坪18坪)及び土地区34坪	昭和41年度から 昭和45年度まで	
1 借付債契約者 理事長 萩田 保 代理人 地方職員共済組合 鳥取県知事 鳥取県文部部長 鳥取県知事	2 借付物件 昭和40年度に地方職員共済組合が鳥取市文好町に建設する県職員住宅(延坪15坪)		1 借付債契約者 理事長 萩田 保 代理人 地方職員共済組合 鳥取県知事 鳥取県文部部長 鳥取県知事	2 借付物件 昭和40年度に地方職員共済組合が鳥取市文好町に建設する県職員住宅(延坪15坪)	

第4表 地方債の増減

年度	期首	期末	増減
昭和40年度	4,115,000	4,081,000	34,000
昭和41年度	4,081,000	4,081,000	0
計	8,196,000	8,162,000	34,000

昭和40年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和40年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	一般会計歳入	114,006	25,406	139,412
2	収入証紙売り上げ	5,431	882	6,313
3	雑収入	5,099	2,412	7,511
4	繰上金	5,079	2,412	7,491
計	合 計	129,615	30,112	159,727

昭和40年度鳥取県立大山朝光会館事業特別会計補正予算

昭和40年度鳥取県の県立大山朝光会館事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,802千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	雑収入	33,508	7,537	41,045
2	繰入金	13,234	2,000	15,234
3	雑収入	761	735	1,496
計	合 計	47,503	10,272	57,775

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	大山朝光会館修繕費	47,503	4,802	52,305
計	合 計	47,503	4,802	52,305

昭和40年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

昭和40年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	繰入金	17,776	16	17,792
3	繰上金	1	920	921
4	雑収入	34,564	107	34,671
計	合 計	52,341	1,043	53,384

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	農業改良資金貸付事業費	81,167	1,043	82,210
計	合 計	81,167	1,043	82,210

昭和40年度鳥取県宮林事業特別会計補正予算

昭和40年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,210千円とする。

入出の予算額を繰上支出とそれぞれ110,532千円とする。
 繰上支出予算の総額は、第1次繰上支出予算額に110,532千円を繰上支出とすることによる。
 繰上支出予算の金額は、第1次繰上支出予算額に110,532千円とする。
 第1次繰上支出予算額は、第1次繰上支出予算額に110,532千円とする。

部	項	修正前の額	修正額	計
財産収入	1 財産売却収入	51,371	0	51,371
	2 雑収入	52,405	567	52,972
繰上	1 繰上繰入金	52,405	567	52,972
繰上	2 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	3 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	4 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	5 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	6 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	7 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	8 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	9 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	10 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	11 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	12 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	13 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	14 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	15 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	16 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	17 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	18 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	19 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	20 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	21 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	22 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	23 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	24 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	25 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	26 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	27 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	28 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	29 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	30 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	31 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	32 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	33 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	34 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	35 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	36 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	37 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	38 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	39 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	40 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	41 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	42 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	43 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	44 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	45 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	46 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	47 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	48 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	49 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	50 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	51 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	52 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	53 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	54 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	55 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	56 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	57 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	58 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	59 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	60 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	61 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	62 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	63 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	64 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	65 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	66 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	67 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	68 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	69 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	70 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	71 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	72 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	73 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	74 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	75 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	76 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	77 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	78 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	79 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	80 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	81 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	82 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	83 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	84 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	85 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	86 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	87 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	88 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	89 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	90 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	91 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	92 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	93 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	94 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	95 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	96 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	97 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	98 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	99 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	100 繰上雑収入	51,371	0	51,371
繰上	合計	110,532	1,220	111,752

部	項	修正前の額	修正額	計
支出	1 電気料事業費	110,532	1,220	111,752
	2 雑事業費	45,879	1,220	45,099
繰上	合計	110,532	1,220	111,752

昭和40年度鳥取県電気事業会計補正予算
 昭和40年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (繰上支出予算の補正)

第1次 繰上支出予算の繰上から繰上支出それぞれ10,000千円を繰上し、繰上支出予算の総額を繰上支出とそれぞれ10,000千円とする。
 繰上支出予算の繰上の金額の区分及び当該区分ごとの金額並びに繰上支出の繰上支出予算の金額は、第1次繰上支出予算額に10,000千円を繰上することによる。
 (地方債の補正)

部	項	修正前の額	修正額	計
繰上	1 繰上	60,000	10,000	50,000
	2 繰上	60,000	10,000	50,000
繰上	合計	60,000	10,000	50,000

部	項	修正前の額	修正額	計
支出	1 有料道路三朝高	60,000	10,000	50,000
	2 有料道路三朝高	60,000	10,000	50,000
繰上	合計	60,000	10,000	50,000

第2次 地方債補正
 地方債の補正は、次に定めるところによる。
 (繰上支出予算の補正)

(総則)
 昭和40年度鳥取県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (資本的収入及び支出の補正)
 第2条 昭和40年度鳥取県電気事業会計予算第3条本文括弧書き(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額95,179千円は当年度分損益勘定留保資金63,026千円、繰越利益剰余金勘定23,000千円及び過年度分損益勘定留保資金9,153千円で補てんするものとする。)に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。
 (料 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 出)
 第1款 資本的支出 217,771千円 Δ2,581千円 215,190千円
 第3項 他会計への長期貸付金 8,603千円 Δ2,581千円 6,022千円
 昭和40年度鳥取県工業用水道事業会計補正予算
 (総則)
 第1条 昭和40年度鳥取県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (資本的収入及び支出の補正)
 第2条 昭和40年度鳥取県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(料 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 入)
 第1款 資本的収入 417,925千円 Δ180,394千円 237,531千円
 第1項 企業債 311,000千円 Δ131,000千円 180,000千円
 第2項 借入金 18,915千円 Δ10,894千円 8,021千円
 第3項 建設助成金 88,000千円 Δ38,500千円 49,500千円
 第1款 資本的支出 417,925千円 Δ180,394千円 237,531千円
 第1項 建設改良費 417,925千円 Δ180,394千円 237,531千円
 (企業債の補正)
 第3条 予算第3条中「511,000千円」を「180,000千円」に改める。
 (一時借入金の補正)
 第4条 予算第4条中「511,000千円」を「180,000千円」に改める。
 昭和40年度鳥取県病院事業会計補正予算
 (総則)
 第1条 昭和40年度鳥取県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (資本的収入及び支出の補正)
 第2条 昭和40年度鳥取県病院事業会計予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
 (料 目) (既決予定額) (補正予定額) (計 入)

第1款 資本的収入
 第1項 基金 債 50,000千円
 第1款 資本的支出 50,000千円
 第1項 建設費 債 50,000千円
 (全年度の累計)

第2条 予算外基金の取崩し等、を、50,000千円に定める。

鳥取県告示第二四年

昭和四十一年二月定例県議会の二月二十七日議決された昭和四十一年度鳥取県一般会計予算、昭和四十一年度鳥取県特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県出用出納簿等集中管理事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県入職特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県立小の和室任事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県立大山園光公館事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県優良資金助成事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県林事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県県営港水産施設事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県有料道路大山園状道路事業特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県立学校水産実習特別会計予算、昭和四十一年度鳥取県工業用水道事業会計予算、昭和四十一年度鳥取県県立学舎会計予算及び昭和四十一年度鳥取県病院事業会計予算は、次の

第1款 資本的収入
 第1項 基金 債 50,000千円
 第1款 資本的支出 50,000千円
 第1項 建設費 債 50,000千円
 (全年度の累計)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,612,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(総経費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第212条第1項の規定による経費の総額及び手数料は、「第2表経費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの総額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の歳用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を施用することができる場合は、次のとおりと定める。
 各項に計上した材料、職員手当及び共済費(資金に係る共済費を除く。)に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の歳用

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 歳入		2,253,202
	1 県民税	450,741
	2 事業税	595,414
	3 不動産取得税	75,882
	4 県たばこ消費税	204,578
	5 県営施設利用税	24,938
	6 県営飲食等消費税	320,178
	7 自動車税	230,108
	8 地区税	4,310
	9 財産免許税	1,991
	10 固定資産税	20,295
	11 雑引取税	324,781
	12 入職税	1,971
	13 田庄による税	1

2 地方課税	615,724
1 地方道路課税	594,647
2 石割り課税	19,077
3 地方特別交付金	51,080
1 地方特別交付金	51,080
4 地方交付税	7,771,380
1 地方交付税	7,771,380
5 分組金及び負担金	594,694
1 分組金	110,196
2 負担金	284,498
6 使用料及び手数料	555,597
1 使用料	385,625
2 手数料	151,942
7 国庫支出金	8,519,425
1 国庫員料金	3,694,205
2 国庫補助金	4,742,695
3 要廃金	82,522
8 財源収入	312,094
1 財産運用収入	19,756
2 財産売却収入	292,338
9 寄附金	85,076
1 寄附金	85,076
10 雑入金	50,132

1	税金収入	200,145
2	市町村補助費	24,465
3	雑収入	37,489
4	貸付収入	9,985
5	雑収入	44,461
6	人件委員会費	17,150
7	監査委員費	14,975
8	社会福祉費	1,534,957
9	児童福祉費	316,089
10	生活福祉費	367,965
11	生活福祉費	648,334
12	災害救助費	2,571
13	公衆衛生費	936,518
14	環境衛生費	505,707
15	保健所費	23,006
16	保健所費	205,119
17	保健所費	202,686
18	労働費	199,858
19	労働費	41,175
20	職員研修費	62,529
21	失業対策費	78,442
22	労働委員会費	17,692
23	森林水産費	5,285,295

1	税金収入	103,707
2	雑収入	103,707
3	雑収入	1,600,023
4	雑収入	830,644
5	雑収入	420,109

歳出

1	土木費	1,110,470
2	土木費	301,220
3	土木費	831,107
4	土木費	822,132
5	土木費	180,357
6	土木費	1,024,851
7	土木費	481,111
8	土木費	479,113
9	土木費	64,627
10	土木費	5,242,042
11	土木費	115,764
12	土木費	2,891,292
13	土木費	1,288,424
14	土木費	327,612
15	土木費	457,051
16	土木費	161,939
17	土木費	1,093,067
18	土木費	1,013,367
19	土木費	80,000
20	土木費	6,905,962
21	土木費	395,129
22	土木費	2,663,601
23	土木費	1,482,840

1	高等学枚費	2,027,005
2	中等学枚費	170,577
3	社会教育費	84,695
4	保健体育費	42,317
5	保健体育費	856,663
6	保健体育費	528,291
7	保健体育費	528,392
8	保健体育費	975,611
9	保健体育費	975,611
10	保健体育費	43,456
11	保健体育費	42,367
12	保健体育費	1,089
13	保健体育費	30,000
14	保健体育費	30,000
15	保健体育費	23,612,000

1	高等学枚費	2,027,005
2	中等学枚費	170,577
3	社会教育費	84,695
4	保健体育費	42,317
5	保健体育費	856,663
6	保健体育費	528,291
7	保健体育費	528,392
8	保健体育費	975,611
9	保健体育費	975,611
10	保健体育費	43,456
11	保健体育費	42,367
12	保健体育費	1,089
13	保健体育費	30,000
14	保健体育費	30,000
15	保健体育費	23,612,000

第2款 雑費

1	雑費	76,000	40	42,000
2	雑費	194,342	41	66,514
3	雑費	42	42	127,832
4	雑費	76,000	40	42,000
5	雑費	41	41	34,000

第4款 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方式
昭和三十九年度鳥取県立印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。				
昭和三十九年度鳥取県立印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。				

昭和三十九年度鳥取県立印刷事業特別会計予算

款	項	金額	単位	種別	用途
1	印刷事業収入	14,709	千円	上	上
2	繰入金	1,000	千円	上	上
3	繰入金	1	千円	上	上
	繰入金合計	15,709			

昭和三十九年度鳥取県立印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 繰入歳出予算の総額は、繰入歳出それぞれ15,709千円と定める。

第2条 繰入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、(第1条歳入歳出予算)による。

第1款 繰入歳出予算

款	項	金額	単位	種別	用途
1	印刷事業収入	14,709	千円	上	上
2	繰入金	1,000	千円	上	上
3	繰入金	1	千円	上	上
	繰入金合計	15,709			

昭和三十九年度鳥取県立印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

款	項	金額	単位	種別	用途
1	印刷事業収入	14,709	千円	上	上
2	繰入金	1,000	千円	上	上
	繰入金合計	15,709			

昭和三十九年度鳥取県立印刷事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 繰入歳出予算の総額は、繰入歳出それぞれ102,717千円と定める。

第2条 繰入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、(第1条歳入歳出予算)による。

第1款 繰入歳出予算

款	項	金額	単位	種別	用途
1	印刷事業収入	102,717	千円	上	上
2	繰入金	1,000	千円	上	上
	繰入金合計	103,717			

昭和41年度鳥取県収入証紙特別会計予算

収入	合計	28,690
支出	合計	28,690

昭和41年度鳥取県収入証紙特別会計予算

款	項	金額
1 収入	1 収入	28,690
	2 収入	0
2 支出	1 支出	28,690
	2 支出	0
収入合計		28,690
支出合計		28,690

昭和41年度鳥取県収入証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。
 昭和41年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 第1条 収入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,847千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 収入	1 収入	174,847
	2 収入	0
2 支出	1 支出	174,847
	2 支出	0
収入合計		174,847
支出合計		174,847

昭和41年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

款	項	金額
1 収入	1 収入	174,847
	2 収入	0
2 支出	1 支出	174,847
	2 支出	0
収入合計		174,847
支出合計		174,847

昭和41年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 昭和41年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,690千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。
 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫貸付金	8,810
	2 国庫入金	4,864
2 繰入金	1 一般会計歳入金	4,864
	2 繰入金	3,500
3 繰入金	1 繰入金	3,500
	2 繰入金	11,716
4 繰入金	1 貸付金元取収入	11,646
	2 繰入金	70
収入合計		28,690

第2表 地方債

款	項	金額
1 母子福祉資金貸付金	1 母子福祉資金貸付金	28,690
	2 母子福祉資金貸付金	28,690
収入合計		28,690

昭和41年度鳥取県立しかの和泉荘事業特別会計予算
 昭和41年度鳥取県の県立しかの和泉荘事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,581千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 収入	1 収入	6,581
	2 収入	0
2 支出	1 支出	6,581
	2 支出	0
収入合計		6,581
支出合計		6,581

2 繰上金	繰上金	額
1 繰上金	繰上金	40,000
繰上金	繰上金	40,000

支出	引	金額	額
1 昭和三十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。	昭和三十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。		
2 繰上金	繰上金	40,000	40,000
繰上金	繰上金	40,000	40,000

収入	収入	金額	額
1 収入	収入	204,656	204,656
収入	収入	204,656	204,656

支出	支出	金額	額
1 支出	支出	204,656	204,656
支出	支出	204,656	204,656

昭和三十九年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(繰上金) 第1条 繰上金の額は、繰上金それぞれ204,656千円と定める。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条第1項の規定により起すことのできる地方債の配債の目的、配債額、配債の方法、利率及び償還の方法は、「第1表 繰上金」による。

第1表 繰上金

配債の目的	配債額	配債の方法	利率	償還の方法
1 中小企業近代化資金貸付事業	204,656	中小企業近代化資金貸付事業		中小企業近代化資金貸付事業(昭和三十九年度)第1表に定めるところによる
2 繰上金	204,656	繰上金		繰上金
繰上金	204,656	繰上金		繰上金

昭和三十九年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(繰上金) 第1条 繰上金の額は、繰上金それぞれ46,413千円と定める。

第2条 繰上金の額は、繰上金それぞれ46,413千円と定める。

第1表 繰上金

収入	収入	金額	額
1 収入	収入	46,413	46,413
収入	収入	46,413	46,413

支出	支出	金額	額
1 支出	支出	46,413	46,413
支出	支出	46,413	46,413

昭和三十九年度鳥取県立大山観光会館事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(繰上金) 第1条 繰上金の額は、繰上金それぞれ93,514千円と定める。

第2条 繰上金の額は、繰上金それぞれ93,514千円と定める。

第1表 繰上金

収入	収入	金額	額
1 収入	収入	93,514	93,514
収入	収入	93,514	93,514

支出	支出	金額	額
1 支出	支出	93,514	93,514
支出	支出	93,514	93,514

事務費	1	職員給与費	24,812
雑費	1	印刷費	20
雑入	1	雑入	396
雑出	1	雑出	396

昭和41年度鳥取県庁事務費特別会計予算
 昭和41年度鳥取県の国営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,661千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額	千円
1	使用料及び手数料	20	20
2	財産収入	52,144	52,144
3	雑入	24,812	24,812
4	雑入	4,000	4,000
雑入	合計	81,886	81,886

雑入	1	雑入	87,661
雑出	1	雑出	87,661

歳出

款	項	金額	千円
1	国庫補助金等交付金	87,661	87,661
2	造林事業費	20,099	20,099
3	林業事業費	52,172	52,172
4	処分事業費	2,806	2,806
5	公有財産処分費	454	454
雑出	合計	87,661	87,661

昭和41年度鳥取県庁環境水産建設事業特別会計予算

昭和41年度鳥取県の県営環境水産建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,414千円と定める。
- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額	千円
1	徳川W及び手数料	19,017	19,017
2	雑収入	1	1
3	雑収入	396	396
雑入	合計	19,414	19,414

歳出

款	項	金額	千円
1	事業費	6,500	6,500
2	公債費	13,114	13,114
雑出	合計	19,614	19,614

昭和41年度鳥取県庁有料道路大山園伏道路事業特別会計予算

昭和41年度鳥取県の有料道路大山園伏道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,770千円と定める。

- 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額	千円
1	事業収入	9,888	9,888
2	雑収入	3,881	3,881
3	雑収入	1	1
雑入	合計	13,770	13,770

歳出

款	項	金額	千円
1	有料道路大山園伏道路事業費	13,770	13,770
雑出	合計	13,770	13,770

昭和41年度鳥取県庁有料道路三朝高梁道路事業特別会計予算

昭和41年度鳥取県の有料道路三朝高梁道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(収入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,853千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳入)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第53条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳入

款	項	金額
1 歳入	1 歳入	16,853
	歳入	16,853
	合計	16,853

歳出

款	項	金額
1 有料道路三郷島駅前道路事業費	1 有料道路三郷島駅前道路事業費	80,000
	合計	80,000

第2表 地方債

昭和三十九年度鳥取県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,853千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算
 歳入

昭和三十九年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和三十九年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,853千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算
 歳入

昭和三十九年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和三十九年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,044千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1 財源収入	1 財源売払収入	16,540
2 繰越金	1 繰越金	300
3 期収入	1 繰入	13
	歳入	16,853
	合計	16,853

款	項	金額
1 県立学校農業実習船実習特別会計	1 県立学校農業実習船実習特別会計	16,853
	合計	16,853

昭和三十九年度鳥取県電気事業会計予算

昭和三十九年度鳥取県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
 (収益的収入及び支出)

第1条 昭和三十九年度電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
 第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
 第1表 電気事業収益
 第1項 電気事業収益 519,391千円
 第1項 電気収益 513,381千円

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫支出金	85
2 財源収入	1 財源増収収入	37,940
3 期収入	1 繰入	1
	歳入	39,044
	合計	39,044

款	項	金額
1 県立学校水産実習船実習特別会計	1 県立学校水産実習船実習特別会計	39,044
	合計	39,044

第2項 貸借対照表

支	入
第1項 現金	222,438千円
第2項 預金	1,500,000千円
第3項 有価証券	2,000千円
第4項 貸付金	200千円
第5項 未払金	200千円
第6項 未払消費税	200千円
第7項 未払法人税等	200千円
第8項 未払金	200千円
第9項 未払金	200千円
第10項 未払金	200千円
第11項 未払金	200千円
第12項 未払金	200千円
第13項 未払金	200千円
第14項 未払金	200千円
第15項 未払金	200千円
第16項 未払金	200千円
第17項 未払金	200千円
第18項 未払金	200千円
第19項 未払金	200千円
第20項 未払金	200千円
第21項 未払金	200千円
第22項 未払金	200千円
第23項 未払金	200千円
第24項 未払金	200千円
第25項 未払金	200千円
第26項 未払金	200千円
第27項 未払金	200千円
第28項 未払金	200千円
第29項 未払金	200千円
第30項 未払金	200千円
第31項 未払金	200千円
第32項 未払金	200千円
第33項 未払金	200千円
第34項 未払金	200千円
第35項 未払金	200千円
第36項 未払金	200千円
第37項 未払金	200千円
第38項 未払金	200千円
第39項 未払金	200千円
第40項 未払金	200千円
第41項 未払金	200千円
第42項 未払金	200千円
第43項 未払金	200千円
第44項 未払金	200千円
第45項 未払金	200千円
第46項 未払金	200千円
第47項 未払金	200千円
第48項 未払金	200千円
第49項 未払金	200千円
第50項 未払金	200千円
第51項 未払金	200千円
第52項 未払金	200千円
第53項 未払金	200千円
第54項 未払金	200千円
第55項 未払金	200千円
第56項 未払金	200千円
第57項 未払金	200千円
第58項 未払金	200千円
第59項 未払金	200千円
第60項 未払金	200千円
第61項 未払金	200千円
第62項 未払金	200千円
第63項 未払金	200千円
第64項 未払金	200千円
第65項 未払金	200千円
第66項 未払金	200千円
第67項 未払金	200千円
第68項 未払金	200千円
第69項 未払金	200千円
第70項 未払金	200千円
第71項 未払金	200千円
第72項 未払金	200千円
第73項 未払金	200千円
第74項 未払金	200千円
第75項 未払金	200千円
第76項 未払金	200千円
第77項 未払金	200千円
第78項 未払金	200千円
第79項 未払金	200千円
第80項 未払金	200千円
第81項 未払金	200千円
第82項 未払金	200千円
第83項 未払金	200千円
第84項 未払金	200千円
第85項 未払金	200千円
第86項 未払金	200千円
第87項 未払金	200千円
第88項 未払金	200千円
第89項 未払金	200千円
第90項 未払金	200千円
第91項 未払金	200千円
第92項 未払金	200千円
第93項 未払金	200千円
第94項 未払金	200千円
第95項 未払金	200千円
第96項 未払金	200千円
第97項 未払金	200千円
第98項 未払金	200千円
第99項 未払金	200千円
第100項 未払金	200千円

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に不足する額 122,527千円は当年度分損益剰余金に留保資金64,582千円、繰越利益剰余金に引当額42,000千円及び過年度分損益剰余金に留保資金25,945千円で補てんするものとする。）

支	入
第1項 資本的収入	250,011千円
第2項 企業債	210,000千円
第3項 固定資産売却代金	1千円
第4項 建設収入	10千円
第5項 受託金	20,000千円
第6項 文	出
第7項 資本的支出	362,538千円
第8項 建設改良費	249,150千円
第9項 企業債償還金	89,615千円
第10項 他会計への長期貸付金	23,770千円
第11項 文	出

とおり定める。

借入金の目的	借入の種類	借入の方法	利率	償還の方法
臨時借入金	50,000千円	協賛会からの借入	5%	借入年度から2年10ヶ月にわたって返済するものとする。ただし、協賛会からの借入は、協賛会の議決を経て借入し、返済は協賛会の議決を経て行われるものとする。
臨時借入金	50,000千円	協賛会からの借入	5%	借入年度から2年10ヶ月にわたって返済するものとする。ただし、協賛会からの借入は、協賛会の議決を経て借入し、返済は協賛会の議決を経て行われるものとする。

第5条 一時借入金の取戻額は、50,000千円と定める。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に換用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に換用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 62,161千円

(2) 交際費 570千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち42,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減価償立金 42,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

(総則)

昭和41年度鳥取県工業用水道事業会計予算

第1条 昭和41年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支	入
第1項 資本的収入	280,491千円
第2項 企業債	220,000千円
第3項 他会計からの長期借入金	5,481千円
第4項 建設助成金	55,000千円
第5項 建設収入	10千円
第6項 文	出
第7項 資本的支出	280,491千円
第8項 建設改良費	276,824千円
第9項 企業債償還金	3,667千円
第10項 文	出

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第4条 一時借入金の取戻額は、220,000千円と定める。

(議会の議決を経なければならぬ経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に換用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に換用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 12,473千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

(総則)

昭和41年度鳥取県立事業会計予算

第1条 昭和41年度立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時借入金	50,000千円	協賛会からの借入	5%	借入年度から2年10ヶ月にわたって返済するものとする。ただし、協賛会からの借入は、協賛会の議決を経て借入し、返済は協賛会の議決を経て行われるものとする。
臨時借入金	50,000千円	協賛会からの借入	5%	借入年度から2年10ヶ月にわたって返済するものとする。ただし、協賛会からの借入は、協賛会の議決を経て借入し、返済は協賛会の議決を経て行われるものとする。

第2条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	出
第1款 資本的収入	333,500千円
第1項 企業債	303,000千円
第2項 他会計からの長期借入金	20,500千円
第3項 建設収入	10千円
第1款 資本的支出	333,500千円
第1項 建設改良費	307,299千円
第2項 企業債償還金	50,357千円

第3条 昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 1 支出	建設改良 1 員費	境港市外港地 区埋立事業	1,037,197千円	39年度	292,826千円
				40年度	305,062千円
				41年度	307,299千円
				42年度	102,010千円

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
第1項 建設改良費	38,459千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...
第2項 他会計からの借入金償還金	123,877千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...
第3項 企業債償還金	26,902千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...
第4項 貸付固定資産償還金	2,356千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、303,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ採用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に充用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に充用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,296千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和41年度鳥取県別荘事業会計予算

(総則)

第1条 昭和41年度別荘事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第1条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	出
第1款 別荘事業収益	475,401千円
第1項 医業収益	453,846千円
第2項 医業外収益	11,461千円
第3項 看護婦養成所収益	10,094千円
第1款 別荘事業費用	510,560千円
第1項 医業費用	468,779千円
第2項 医業外費用	31,687千円
第3項 看護婦養成所費用	10,094千円

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額295千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入	出
第1款 資本的収入	191,199千円
第1項 企業債	22,000千円
第2項 出資金	42,561千円
第3項 他会計からの借入金	23,877千円
第4項 固定資産売却代金	405千円
第5項 費貸料	2,356千円
第1款 資本的支出	191,494千円

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
第1項 建設改良費	38,459千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...
第2項 他会計からの借入金償還金	123,877千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...
第3項 企業債償還金	26,902千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...
第4項 貸付固定資産償還金	2,356千円	借入		借入利率は、昭和40年度鳥取県別荘事業会計増正予算中第1条第1項の総額及び年割額を次のとおり変更する。...

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ採用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に充用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に充用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費 235,570千円

(2) 交際費 250千円
 (他会計からの補助金)
 第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。
 種別 金額
 (1) 看護婦養成所運営費に要するため 5,475千円
 (2) 企業債未償還額に対する支払利息に要するため 950千円
 (3) 借上げ料金の貸付料に要するため
 (たな卸資産購入限度額)
 第8条 たな卸資産の購入限度額は、145,387千円と定める。

昭和四十年四月十五日第三編鳥取県公報
 発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥取県庁第一本館(電話2555)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当たるときは、その翌日)

- 目次
- ◆規 則 地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則
 - ◆人事規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - ◆企業管理規程 企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程
 - ◆企業訓令 鳥取県企業局内部行政事務所始務規程の一部を改正する企業訓令

規 則

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

鳥取県規則第十九号

地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則
 地方公営企業法第三十七条第一項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二号中「所長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
 職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の企業局の西部建設事務所の項中「所長」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十一年五月一日から施行する。

企業管理規程

企業職員の職務の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十一年四月三十日

鳥取県知事 石 坂 二 朗